

「滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

滋賀県水防協議会の審議の充実を図るため、滋賀県水防協議会条例の一部を改正しようとするもの。

2 条例の改正概要

令和 5 年 5 月に水防法が改正されたことを踏まえ、自治体・住民・事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、多様かつ広範な観点からの審議を求めるため、協議会の委員の定数を「15 人」以内から「20 人」以内に改める。

3 施行日

この条例は、令和 6 年 11 月定例会議に提出し、公布の日から施行予定。

4 参考（改正後の協議会委員内訳）

- ・水防に関係のある団体の代表者 （6 人 → 10 人）[+ 4 人]
（現行の分野） 水防団、水防団、鉄道、鉄道、通信、医療、福祉、建設業
（追加する分野） 報道、学校教育
- ・学識経験のある者 （1 人 → 2 人）[+ 1 人]
- ・関係行政機関の職員 （8 人）[変更なし]

●総数 （15 人 → 20 人）[+ 5 人]

滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例

滋賀県水防協議会条例（昭和 24 年滋賀県条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「15 人」を「20 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県水防協議会の審議の充実を図るため、滋賀県水防協議会条例（昭和 24 年滋賀県条例第 60 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- （1）滋賀県水防協議会の委員の定数を 15 人以内から 20 人以内に改めることとします。（第 2 条関係）
- （2）この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県水防協議会条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (委員の定数) 第2条 協議会の委員の定数は、<u>15人</u>以内とする。 第3条以下 省略	第1条 省略 (委員の定数) 第2条 協議会の委員の定数は、<u>20人</u>以内とする。 第3条以下 省略